



佐賀県公報

平成18年
10月2日
(月曜日)
第 12813号

●佐賀県告示第五百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次とおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十八年十月二日

新	名	所 在 地	変更年月日
旧	居宅介護支援事業所まんねん 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん	唐津市久里五一六番地	平成一八・九・一五
居家介護支援事業所	特定非営利活動法人ケアサポートまんねん	唐津市久里五一六番地	平成一八・九・一五

◎佐賀県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間
変更前	幅員	区域
鳥栖市弥生が丘八丁目一六番地 先から	二〇〇・八	メートル
鳥栖市弥生が丘八丁目一四番地 先まで	一六・八	メートル
前	後	変更前
一六・〇	一六・〇	メートル
三三・〇	三三・〇	延長
県道 九千部山公 園線		

◎平成十八年六月十二日付け佐賀県公報第一二七六五号中訂正

正誤

(道 路 課)
(總務法制課) 七

●佐賀県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘八丁目一六番地先から 鳥栖市弥生が丘八丁目一四番地先まで	平成一八・一〇・二

●佐賀県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		区間 後 の 別 前	道路の区域 変更前	メートル員 幅 長	メートル長
前	後				
二五〇	三八二	二五〇	三八六	メートル員 幅	メートル長
一〇一五〇	一〇一五〇				

一般国道
二〇四号

伊万里市東山代町里字正手一〇〇番一地先から
伊万里市山代町楠久津字新田一七七番三四二地先まで

●佐賀県告示第六百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市東山代町里字正手一〇〇番一地先から 伊万里市山代町楠久津字新田一七七番三四二地先まで	平成一八・一〇・六

●佐賀県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月二日から平成十八年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前	幅員 メートル	延長 メートル	自 - 1	電 - 1	木 - 1
県道 伊万里松浦線	伊万里市東山代町里字後川八五 四番地先から 伊万里市東山代町里字後川七一 三番二地先まで	後	一一一・〇 七・一	一一一・〇 一六・一	一一一・〇 一六・一	一一一・〇 一六・一	一一一・〇 一六・一
	伊万里市東山代町里字後川八五 四番地先から 伊万里市東山代町里字後川七一 三番二地先まで	前	一六・一 七・一	一一一・〇 一六・一	一一一・〇 一六・一	一一一・〇 一六・一	一一一・〇 一六・一
					平成18年10月2日	佐賀県知事 古川 康	

●佐賀県知事第6百五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の
じおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月一日から平成十八年十一月一日
まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供す
る。

平成十八年十月一日

佐賀県知事 古川 康

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 伊万里松浦線	伊万里市東山代町里字後川八五 四番地先から 伊万里市東山代町里字後川七一 三番二地先まで	平成一八・一〇・一

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第一項第五号の規定による道路
の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古川 康

指 定 番 号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	鳥栖市村田町字一本松840番	平成18年 9月20日	4.12～6.00 (4.00～5.88)	33.75

指定図面は、佐賀県国土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供す
る。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第一項第五号の規定による道路
の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古川 康

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により実施した平
成18年度職業訓練指導員試験合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成18年10月2日

平成18年10月2日(月)

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
33	伊万里市山代町楠久津字新田 177番419、177番555、177番 564、177番566及び177番568	平成18年 9月20日	4.06~ 5.98	32.85

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

平成19年度及び平成20年度において佐賀県が発注する庁舎等の維持管理業務の委託契約に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査については、次のとおりとします。

なお、この公告に定める資格の審査に係る手続は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける場合があります。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古川 康

1 業務の種類

庁舎等の維持管理業務とは、次に掲げる業務をいいます。

- (1) 警備業務
- (2) 清掃業務
- (3) 消防用設備等点検整備業務
- (4) 建築設備運転・監視業務
- (5) 暖房運転業務
- (6) 冷房運転業務

2 資格審査の申請時期

平成18年11月1日から平成18年11月30日まで(以下「定期受付期間」といいます。)とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。(定期受付期間経過後も随

時に受け付けを行いますが、この場合は、入札に間に合わないことがあります。)

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

申請書は、佐賀県庁ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)の「入札→庁舎維持管理(入札参加資格)」から様式をダウンロードし、所定の様式に印刷して使用してください。また、佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当(郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号電話0952-25-7017)においても随時配布します。

なお、「申請・届出」メニューの電子申請システムにより申請することもできます。

(2) 申請書の提出方法

佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- なお、電子申請による場合は、添付ファイルとして送信することができます。書類は別途佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当に提出してください。
- ア 営業概要書
 - イ 許約書
 - ウ 法人にあつては、登記簿謄本
 - エ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないことを証する書類(個人の場合に限ります。)
 - オ 申請書を提出する日(以下「審査基準日」という。)の属する年の前年(法人にあつては、審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度。以下同じ。)の決算に係る貸借対照表及び損益計算書
 - カ 納税証明書(審査基準日の属する年の前の所得に係る事業税の納付すべき額を証する書類及び県税の未納の額がないことを証する書類をい

う。)

ただし、佐賀県の県税納稅證明書（事業稅納稅證明、県稅の未納額のない證明）のみ、「納稅狀況確認同意書」を添付することでこれに代えることができます。

ヰ 当該契約の履行に関し、許可・認可等を必要とする場合にあっては、これを得たことを証する書類

- (3) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ なお、その他の書類で外国語で記載をしているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外國貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 入札参加資格審査を受けることができない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のい

ずれかに該当すると認められ、入札参加資格を取り消された者で、その取消しの日から2年を経過していないもの

- (3) 当該契約の履行に関し、官公署の許可・認可等を要する場合において、これを得ていない者
- (4) 審査基準日現在において、営業を開始した日から2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業を再開した日から2年を経過していないもの

5 入札參加資格の審査

入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

- (1) 経営の状況

ア 営業実績

イ 営業年数

ウ 経營比率

(2) 経営の規模

ア 自己資本額

イ 従業員数

ウ 設備の設置状況

エ 従業員の有資格者数

6 資格審査の結果の通知

入札參加資格審査結果通知書により通知します。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期受付期間に申請した有資格者については平成19年4月1日から平成21年3月31日までとし、定期受付期間経過後に申請した有資格者については資格審査結果の通知の日の属する月の翌月の1日から平成21年3月31日までとします。

8 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その者の競争入札参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のい
- (2) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載があつたとき。

次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。

平成18年10月2日

佐賀県知事 古川康



委任出納員印

(佐賀県立武雄高等学校出納員印) (佐賀県立武雄青陵中学校出納員印)



委任出納員印

(佐賀県立武雄高等学校出納員印) (佐賀県立武雄青陵中学校出納員印)

佐賀県立武雄高等学校印

佐賀県立武雄青陵中学校長印

次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。

平成18年10月2日

佐賀県教育委員会

教育長 吉野 健二



委任出納員印

(佐賀県立香楠中学校出納員印)

○ 佐賀県立香楠中学校出納員印

次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。

平成18年10月2日

佐賀県教育委員会

教育長 吉野 健二



佐賀県立武雄青陵中学校印



佐賀県立武雄青陵中学校印



佐賀県立武雄青陵中学校長印

次の公印は、平成18年10月1日をもって登録しました。

平成18年10月2日

佐賀県立武雄高等学校印

佐賀県教育委員会

教育長 吉野健二



佐賀県立香楠中学校印



佐賀県立香楠中学校印



佐賀県立香楠中学校長印

○ 出 諒

平成十八年三月二十日付け佐賀県公報第一一七三一號中訂正

頁	箇 所	誤	正
	下段 左から二行目	五月一十三日	四月十八日
	下段 左から五行目	五月二十四日	四月十九日
	下段 左から八行目	○・四五	○・四〇
	○・四〇	○・四五	○・四五
	○・九〇	○・八五	○・八五
	一・〇五	一・一〇	一・一〇
	一・一〇	一・〇五	一・〇五
	○・八五	一・〇〇	一・〇〇

頁	箇 所	誤	正
上段 右から一一行目	一〇七・八	一〇五・一	一〇五・一
上段 右から一二行目	三九二・九	三九三・一	三九三・一
上段 右から一六行目	九・九	八・一	八・一

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月二日印
行者佐賀県知事古川康行

印刷定日
所毎週月
株古川
総合印
刷曜日